

政治資金規正法による 各種届出の手引

令和4年1月改訂版

北海道選挙管理委員会

政治資金規正法の目的（第1条）

この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

政治資金規正法の基本理念（第2条）

この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。

政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。

目 次

I	政治資金規正法のあらまし	1
II	政治資金規正法の構成	2
III	政治資金規正法の概要	3
1	総則（第1章）	3
2	政治団体の届出等（第2章）	5
3	公職の候補者に係る資金管理団体の届出等（第3章）	11
302	国会議員関係政治団体に関する特例等（第3章の2）	13
4	報告書の公開（第4章）	14
5	寄附等に関する制限（第5章）	15
6	罰則（第6章）	23
7	政治資金と税（第7章）	27
IV	各種届出の記入上の注意事項（記載例）	33
1	政治団体設立届	33
2	届出事項の異動届	41
3	政治団体解散届	44
4	資金管理団体指定届等	47
5	収支報告書の記入上の注意	52

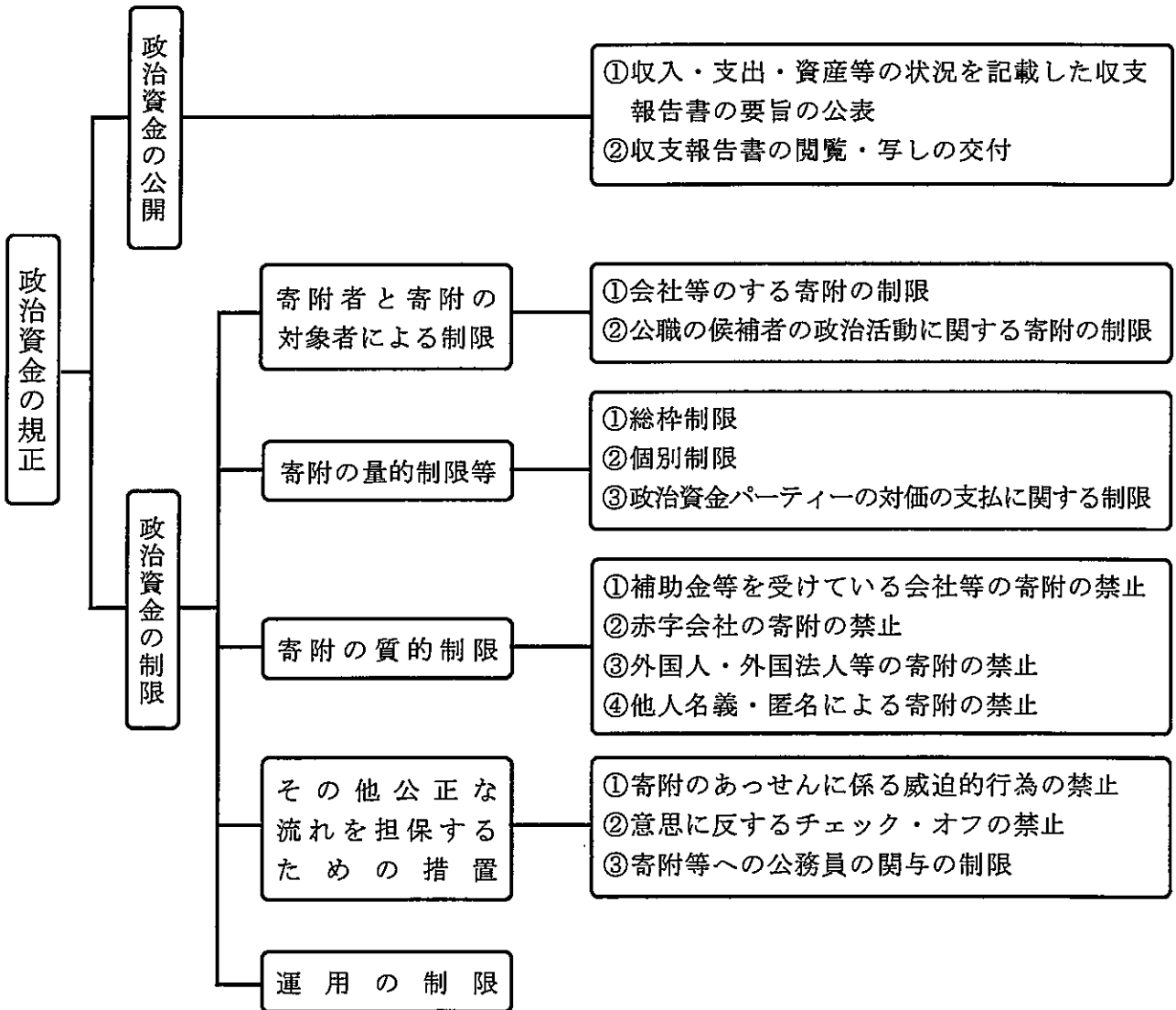
I 政治資金規正法のあらまし

現在の我が国の政治形態は、国民主権の原理の下に、選挙を通じて選ばれた代表によって構成される議会が、国民の意思を體現しつつ国政を運営していく議会制民主主義です。

議会制民主主義の健全な発達のためには、政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動が公明かつ公正に行われ、常に国民の不断の監視と批判の下に行われるようにしなければなりません。

政治資金規正法は政治活動の実態を国民の前に公開し、いわゆるガラス張りの状態におくことで公明を確保し、政治資金の授受を量的・質的に規正することで、政治活動の公正を確保することを目的としています。

図1 政治資金規正法の構成



II 政治資金規正法の構成

政治資金規正法は7章から構成されており、主な内容は次のようになっています。

政治資金規正法の構成	
第1章	総 則 目的及び基本理念、定義、適用範囲の規定
第2章	政治団体の届出等 設立・異動・解散の届出義務 収支報告書の提出義務 政治資金の運用制限 政治資金パーティー開催団体の届出等
第3章	公職の候補者に係る資金管理団体の届出等 資金管理団体の届出等
第3章の2	国会議員関係政治団体に関する特例等
第1節	国会議員関係政治団体に関する特例
第2節	登録政治資金監査人
第3節	政治資金適正化委員会
第4章	報告書の公開 収支報告書の要旨の公表 収支報告書等の保存及び閲覧制度
第5章	寄附等に関する制限 寄附の量的制限 寄附の質的制限 政治資金パーティーの対価の支払い等 に関する制限
第6章	罰 則
第7章	補 則

以下、各章に沿って概要を説明いたします。

Ⅲ 政治資金規正法の概要

第1章 総 則

法において使用される重要な用語の定義は次のとおりとなっています。

(1) 政治団体（法第3条第1項）

政治団体とは次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ② 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ③ 上記①及び②以外の団体で、次に掲げる活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

(2) 政 党（法第3条第2項）

政党とは、上記(1)の政治団体のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの。
- ② 次のいずれかの選挙において全国を通じた得票率が2%以上であるもの。
 - ※ 直近の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙
 - ※ 直近の衆議院議員総選挙における比例代表選出議員選挙
 - ※ 直近又はその前の参議院議員通常選挙における選挙区選出議員選挙
 - ※ 直近又はその前の参議院議員通常選挙における比例代表選出議員選挙

(3) 政治団体とみなされる団体（法第5条第1項）

次の団体は、政治団体とみなされます。

① 政策研究団体

政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの。

② 政治資金団体

政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が政治資金団体となるべきものとして指定し、その旨を総務大臣に届出したもの。

(4) 公職の候補者（法第3条第4項）

衆議院議員、参議院議員、都道府県議会議員、都道府県知事、市町村議会議員、市町村長の選挙に関し立候補の届出があった者、これらの選挙に立候補を予定している者及び現にこれらの職にある者をいいます。

- (5) 収 入 (法第4条第1項)
金銭、物品その他の財産上の利益の収受をいいます。
ただし、単なる約束のみのものや、政治資金の運用に係る金銭等(預貯金等元本)は除かれます。
- (6) 党費又は会費 (法第4条第2項、第5条第2項)
政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するものをいいます。
ただし、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなされます。
- (7) 寄 附 (法第4条第3項)
金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいいます。
なお、債務の履行については、形式的に「債務の履行」に該当するものであっても、社会通念上、実質的に寄附と認められるものは、「寄附」に該当するものとされています。
また、政治資金パーティーのパーティー券の購入代金は、通常は対価の支払いに当たるものとされています。
- (8) 政治活動に関する寄附 (法第4条第4項)
政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動(選挙運動を含む。)に関してされる寄附をいいます。
- (9) 支 出 (法第4条第5項)
金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3に規定される政治資金の運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のもので、収入に対応するものをいいます。
ただし、単なる約束のみのものは除かれます。
- (10) 資金管理団体 (第3章 法第19条)
公職の候補者自らがその代表者であって、その公職の候補者のために政治資金の拠出を受け、その政治資金を取り扱う政治団体で、公職の候補者一人につき一団体指定できます。
- (11) 国会議員関係政治団体 (第3章の2 法第19条の7)
次のいずれかに該当する政治団体をいいます。
① 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体(1号団体)
② 個人の政治活動に関する寄附に係る課税上の優遇措置を受ける政治団体のうち、特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体(2号団体)
③ 政党の支部で、衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるもの(みなし1号団体)

第2章 政治団体の届出等

(1) 政治団体設立届（法第6条）

政治団体を組織したり、ある団体が政治団体となった場合は、「政治団体設立届」（34頁を参照）に次の書類を添付して届け出なければなりません。

なお、政治団体は、政治団体の設立の届出をする前においては、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができませんので注意してください（法第8条）。

① 添付書類

ア 綱領、党則、規約等（35・36頁を参照）

綱領、党則、規約、会則、定款、寄附行為等その名称のいかんを問わず、政治団体の目的、組織、運営に関する定めをいいます。

イ 被推薦書（39頁を参照）

都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会議員若しくは指定都市の市長の職にある者（候補者又は候補者となろうとする者を含む。）の推薦・支持を本来の目的とする政治団体で、個人の政治活動に関する寄附に係る課税上の優遇措置を受けようとする場合は、被推薦書を添付する必要があります。

被推薦書とは、上記の政治団体が推薦し又は支持する者が、当該政治団体により推薦され、又は支持されることを承諾する旨を記載し、かつ記名押印又は自署による署名がされた書面をいいます。

ウ 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（40頁を参照）

特定の国会議員（候補者又は候補者となろうとする者を含む。）を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体が、個人の政治活動に関する寄附に係る課税上の優遇措置を受けようとする場合は、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を添付する必要があります。

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知とは、国会議員が、政治団体に対し、国会議員関係政治団体に該当するため、その旨の届出をする必要があることを通知するものであり、国会議員関係政治団体に該当する場合は、この通知を添付する必要があります。

エ 政党の状況等に関する届（37頁を参照）

政党の支部の場合は、この政党の状況等に関する届を併せて提出する必要があります。

オ 支部証明書（38頁を参照）

政党支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域及び支部区域の単位を政党本部の代表者が記載した証明書をいいます。

政党の支部の場合は、この支部証明書を添付する必要があります。

② 政治団体の所管

政治団体はその活動区域により、総務大臣所管団体と都道府県選挙管理委員会所管団体に区分されます（表1）。

ア 総務大臣所管団体

政党・政治資金団体、2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域以外の地域において、主としてその活動を行う政治団体です。

イ 都道府県選挙管理委員会所管団体

政党・政治資金団体以外で、主たる事務所の所在地の都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体です。

表1 政治団体の所管

所 管	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	届 出 先
北海道 選 管	札幌市 市(札幌市を除く)町村	北海道内	北海道選挙管理委員会事務局 事務所の所在地を所管する北海道選管事務局支所
総務大臣	札幌市 市(札幌市を除く)町村	北海道以外の都府県 又北海道	同上（書類は総務大臣に送付されます。）

③ 政治団体の届出先

届出にあたっては、②の所管区分にかかわらず、政治団体を組織した日又は政治団体となった日（国会議員関係政治団体のうち2号団体については、国会議員からの通知を受けた日）から7日以内に次の場所（表2）に持参（郵便等による届出はできません。）にて届け出なければなりません。

なお、当該政治団体の設立以後の届出（異動・解散等）先については、設立届を届け出た先と同じです。

(2) 届出事項の異動届（法第7条）

政治団体設立届の届出事項に異動が生じた場合は、異動があった日（国会議員関係政治団体のうち2号団体に関する異動の場合は、国会議員からの通知があった日）から7日以内に持参（郵便等による届出はできません。）にて届け出なければなりません。

なお、この「異動届」を提出する団体が資金管理団体に指定されている場合で、資金管理団体指定届で届け出た事項（公職の種類・資金管理団体の名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名等）に変更がある場合は、併せて「資金管理団体届出事項の異動届」（49頁を参照）を提出しなければなりません。

(3) 政治団体解散届（法第17条）

政治団体が解散し、又は政治団体でなくなった場合は、その日から30日（国会議員関係政治団体は60日）以内に、解散届（45頁を参照）と解散日までの収支報

告書を提出しなければなりません。

この届出には、代表者及び会計責任者の両名による記名押印又は本人の自署による署名が必要です。

なお、押印の義務の見直しにより、押印を省略することもできますが、この場合は届け出る者の本人確認等（44頁を参照）が必要となります。

また、政治資金規正法第17条第2項適用団体（9頁を参照）となり、政治団体設立届を提出していないとみなされた団体となった場合でも、政治団体の自然解散、自然消滅は認められていませんので、再び政治活動のために寄附を受け、又は支出をしようとする場合には、いったん解散の手続きをとり、改めて設立の届出をしなければなりません。

この場合、解散届とともに提出を忘れた過年分のすべての収支報告書及び解散日現在までの収支報告書を添付する必要があります。

（4） 政治団体の本部による支部の解散届（法第18条）

政治団体の本部は、支部が解散した場合、支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、「政治団体支部解散届」（46頁を参照）を届出することができます。

この場合、政治団体の本部は、支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、当該届出をした旨を通知しなければなりません。

表2 政治団体の届出先一覧

届出先	所管区域	所在地
北海道選挙管理委員会事務局	札幌市	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階 TEL 011-204-5153
同空知支所	空知 総合振興局	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 空知総合振興局地域政策課内 TEL 0126-20-0031
同石狩支所	石狩振興局 (札幌市除く)	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 石狩振興局地域政策課内 TEL 011-204-5816
同後志支所	後志 総合振興局	〒044-8588 虻田郡俱知安町北1条東2丁目17-1 後志総合振興局地域政策課内 TEL 0136-23-1342
同胆振支所	胆振 総合振興局	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1 胆振総合振興局地域政策課内 TEL 0143-24-9569
同日高支所	日高振興局	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東番56 日高振興局地域政策課内 TEL 0146-22-9074
同渡島支所	渡島 総合振興局	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16 渡島総合振興局地域政策課内 TEL 0138-47-9426
同檜山支所	檜山振興局	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山振興局地域政策課内 TEL 0139-52-6482
同上川支所	上川 総合振興局	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1 上川総合振興局地域政策課内 TEL 0166-46-5912
同留萌支所	留萌振興局	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2 留萌振興局地域政策課内 TEL 0164-42-8422
同宗谷支所	宗谷 総合振興局	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 宗谷総合振興局地域政策課内 TEL 0162-33-2017
同オホーツク支所	オホーツク 総合振興局	〒093-8585 網走市北7条西3丁目 オホーツク総合振興局地域政策課内 TEL 0152-41-0621
同十勝支所	十勝 総合振興局	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1 十勝総合振興局地域政策課内 TEL 0155-27-8523
同釧路支所	釧路 総合振興局	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54 釧路総合振興局地域政策課内 TEL 0154-43-9142
同根室支所	根室振興局	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28 根室振興局地域政策課内 TEL 0153-23-6816

(5) 政治団体の収支報告書（法第9条、第12条）

政治資金の収支を国民の前に公開するために、政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え付けるとともに、毎年12月31日現在で、その年分の収支報告書を作成し、表2の届出先に対して翌年3月31日（国会議員関係政治団体は5月31日）までに提出しなければなりません。

その提出期限までに収支報告書を提出しない場合で、その前年分の収支報告書を提出していないとき（2年連続して収支報告書の提出を怠ったとき）は、政治資金規正法第17条第2項の適用を受け、実質的に政治活動が行えなくなりますので注意してください。

政治団体の支部

- ① 政治団体が支部を有する場合、原則として本部・支部は各々一つの政治団体とみなされます。
したがって、支部においても設立の届出、会計帳簿の備え付け、帳簿の記載及び収支報告書の提出等を独自に行わなければなりません。
ただし、寄附の量的制限（第5章参照）に関しては、本部・支部を通じて一つの政治団体とみなされますので、注意が必要です。
- ② 「政治団体の支部」とは、おおむね次の要件を備えたものをいいます。
ア 政治団体の党則、規約、定款等によって、その存立が明らかである当該政治団体の単位組織であって、上位組織である本部と主従の関係にあるものであること。
イ 政治団体の本部の指揮の下に、一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められ、かつ、活動の成果がそこに統一されているものであること。
ウ 会計について、一定の範囲内で独自に金銭、物品その他の財産上の利益の收受及び交付・供与を行うことができる状態にあるものであること。
- ③ ②の要件を満たさない下部組織（会計が独立していない組織、単なる連絡事務的な組織など。）は独立した「政治団体の支部」ではないので、この下部組織の行った収入・支出は上部組織が行ったものとなり、収支報告書は上部組織が報告することになります。

(6) 政治資金パーティー開催団体の届出等（法第8条の2、第18条の2）

- ① 政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の額から当該催物に要する経費の額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に支出することとされているものをいいます。

政治資金パーティーは、原則として政治団体によって開催されるようにしなければならないとされており、その収支等は、政治団体の収支報告書の中で報告する必要があります。

- ② 政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入が1,000万円以上のものを「特定パーティー」といいます。
- ③ 政治資金パーティーは①のとおり政治団体によって開催されるべきものですが、政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合は、その特定パーティーを開催しようとするときから、政治団体とみなされ、政治団体としての届出（設立届、特定パーティー開催計画書及び告知文書）、会計帳簿の備え付け及び記載、収支報告書の提出の義務を負うこととなります。

第3章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

資金管理団体は、公職の候補者が、公職の候補者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として公職の候補者1人につき1団体について指定することができます。

資金管理団体に指定できる政治団体の要件

- 公職の候補者自らが代表者であること
- 上記代表者のみを推薦し又は支持することを本来の目的とするもの

(1) 資金管理団体の届出についてはその届出に係る書面に記載した事項が真実であることを誓う旨の文書（宣誓書）を添えなければなりません（法第19条第4項）。

① 資金管理団体指定届（法第19条第2項）

公職の候補者は、資金管理団体の指定をしたときは、指定の日から7日以内に、文書で当該資金管理団体に指定された政治団体を所管する北海道選挙管理委員会事務局又は各支所に届け出なければなりません（48頁を参照）。

なお、総務大臣所管の政治団体を資金管理団体に指定した場合は、北海道選挙管理委員会を経由して総務大臣に書類が送付されます。

② 資金管理団体指定取消届・資金管理団体届出事項の異動届（法第19条第3項）

資金管理団体の指定を取り消したとき、又は資金管理団体の指定の際に届け出た事項に異動が生じた場合は、取消しの日又は異動の日から7日以内に、その指定を取り消した旨又はその異動に係る事項を届け出なければなりません（49・50頁を参照）。

③ 資金管理団体でなくなった旨の届（法第19条第3項）

資金管理団体はその適格性を失ったときは、その事実が生じた日から7日以内に、資金管理団体でなくなった旨を届け出なければなりません（51頁を参照）。

適格性を失う場合の例

- 公職の候補者でなくなった場合
- 公職の候補者が当該政治団体の代表者でなくなった場合
- 資金管理団体の指定を受けた政治団体が解散した場合

(2) 資金管理団体を指定した場合の「メリット」

- ① 公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部を自己の資金管理団体に寄附する場合は、その寄附の量的制限（総枠・個別制限）に関する規定の適用はありません（特定寄附）。

- ② 公職の候補者が自己資金（歳費等）を自己の資金管理団体に寄附する場合、寄附の量的制限のうち個別制限（年間150万円以内）に関する規制は適用されないため、総枠制限（年間1,000万円以内）の範囲内において寄附をすることができます。
- ③ 公職の候補者は、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附をすることが禁止されていますが、自己の資金管理団体に対してする寄附は差し支えありません（公選法第199条の5第3項）。

第3章の2 国会議員関係政治団体に関する特例等

次の①～③に該当する政治団体は、国会議員関係政治団体となります（法第19条の7）。

- ① 国会議員に係る公職の候補者（現職及び公職の候補者となろうとする者を含む。）（以下「国会議員に係る公職の候補者」という。）が代表者であるその他の政治団体（1号団体）
- ② 個人の政治活動に関する寄附に係る課税上の優遇措置を受ける政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）
- ③ 政党支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体（みなし1号団体）

なお、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持する政治団体の場合、2号団体に該当しなければ、第7章（4）の個人の政治活動に関する寄附に係る課税上の優遇措置を受けることができません。

2号団体に該当する政治団体があるときは、国会議員に係る公職の候補者は、あらかじめ国会議員関係政治団体に該当するため設立届又は異動届をする必要がある旨を当該団体に通知することが必要です。この届出をする場合には、当該通知を併せて提出することが必要になります（5頁を参照）。

また、国会議員関係政治団体に該当すると、収支報告書の記載等については、次のような特別な取扱いとなります（法第19条の10、第19条の13、第19条の14）。

- ① 全ての支出について領収書等を徴収し、要旨の公表日から3年間保存しなければなりません。
- ② 収支報告書には、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出に関し明細を記載しなければなりません。
- ③ 収支報告書を提出する際には、
 - (1) 人件費以外の経費で1件1万円を超える支出に係る領収書等の写し
 - (2) 登録政治資金監査人による政治資金監査報告書を併せて提出しなければなりません。
- ④ 収支報告書の提出期限は、原則として5月31日になります。
(国会議員関係政治団体以外の政治団体の場合は、従来どおり原則として3月31日です。)

第4章 報告書の公開

政治団体が毎年提出する収支報告書は、その要旨を公表しなければならないこととされていますが、要旨の公表に代えて、インターネットにより公表することができます。

また、何人も、公表された日から3年間、その原本の閲覧又は写しの交付を請求することができます。

(1) 要旨の公表（法第20条）

総務大臣所管の政治団体は、官報により、要旨の公表が行われます。

(2) インターネットの利用による公表（法第20条）

総務大臣所管及び北海道選挙管理委員会所管の政治団体の収支報告書については、インターネットにより公表されます。

(3) 収支報告書の原本の閲覧又は写しの交付（法第20条の2）

収支報告書の原本の閲覧又は写しの交付を希望される方は、閲覧又は写しの交付を希望する政治団体を所管する北海道選挙管理委員会事務局又は各支所に対して閲覧又は写しの交付の請求をしてください。

なお、総務大臣所管団体の収支報告書の閲覧又は写しの交付の請求については、総務大臣（総務省自治行政局選挙部収支公開室）へ閲覧又は写しの交付の請求をしてください。

また、北海道選挙管理委員会事務局又は各支所における写しの交付に当たっては、手数料として印刷面1枚あたり10円がかかります。

(4) 少額領収書等の写しの開示制度（法第19条の16）

国会議員関係政治団体については、収支報告書の要旨公表日から3年間、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し（少額領収書等の写し）について、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に開示請求をすることができます。（手数料がかかります。）

なお、国会議員関係政治団体における人件費以外の経費で1件1万円を超える支出に係る領収書等の写し、並びに国会議員関係政治団体以外の政治団体のうち資金管理団体における人件費以外の経費で1件5万円以上の支出及びその他の政治団体における政治活動費で1件5万円以上の支出に係る領収書等の写しについては、収支報告書と併せて当該政治団体から提出されるため、情報公開法等に基づく開示請求の対象となります。

第5章 寄附等に関する制限

政治資金の流れを制限することは、政治活動の自由との関係もあり、必要最小限に限定されるべきものです。

しかし、政治資金をめぐる問題を生じるのは、いわゆる政治献金としての寄附である場合が多いことから、政治資金規正法は政治資金の集め方に節度をもたせるために、寄附の限度額を定める量的制限と特定の者の寄附を禁止する質的制限をはじめとする制限を設けています。

(1) 会社等の寄附の制限（法第21条）

会社、労働組合、職員団体その他の団体（以下、「会社等」。）は、政党、政治資金団体以外の者に対して政治活動に関して寄附をすることは禁じられています。また、これらの会社等に対して寄附を勧誘したり求めることも禁止されます。

(2) 公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止（法第21条の2）

① 個人及び政党以外の政治団体は、公職の候補者に対して、選挙運動に関するものを除き、政治活動に関する金銭等（金銭及び有価証券）による寄附を行うことはできません。

② 会社等は、公職の候補者に対して政治活動に関する寄附をすることはできません。

(3) 寄附の量的制限（法第21条の3、第22条）

寄附の量的制限は、巨額の政治資金の授受が政治の腐敗・癒着に結び付きやすいことから、寄附者の立場に着目して、寄附をそれぞれ相応な額に制限しようとするものであり、これには総枠制限と個別制限とがあります。

① 寄附の総枠制限

寄附の総枠制限とは、寄附者と寄附の受領者の区分に応じて、1年間に行う政治活動に関する寄附の総額を定めたものです。寄附者と受領者は次のように区分されています。

ア 寄附者の区分

(ア) 個人、(イ) 会社、(ウ) 労働組合・職員団体、(エ) その他の団体（政治団体を除く）、(オ) 政治団体

イ 受領者の区分

(ア) 政党・政治資金団体、(イ) 資金管理団体、(ウ) (ア)及び(イ)以外の政治団体、(エ) 公職の候補者

このうちイについては、A枠（(ア)）とB枠（(イ)～(エ)）の2つのグループに区分し、A枠、B枠それぞれに限度額が適用されることになっています。

この2つのグループについては、それぞれの限度額を守ることが必要で、たとえ一方のグループに対する限度額に余裕があろうとも、他方に対しその分を限度額を超えて寄附することはできません。

- 政治資金の流れ・寄附の量的制限**
- ・政党・政治団体への政治資金の流れ（図2）
 - ・政治家個人への政治資金の流れ（図3）
 - ・寄附の量的制限の概要（表3）
 - ・会社・労働組合等の政治活動に関する寄附の総枠制限（表4）

図2 政党・政治団体への政治資金の流れ

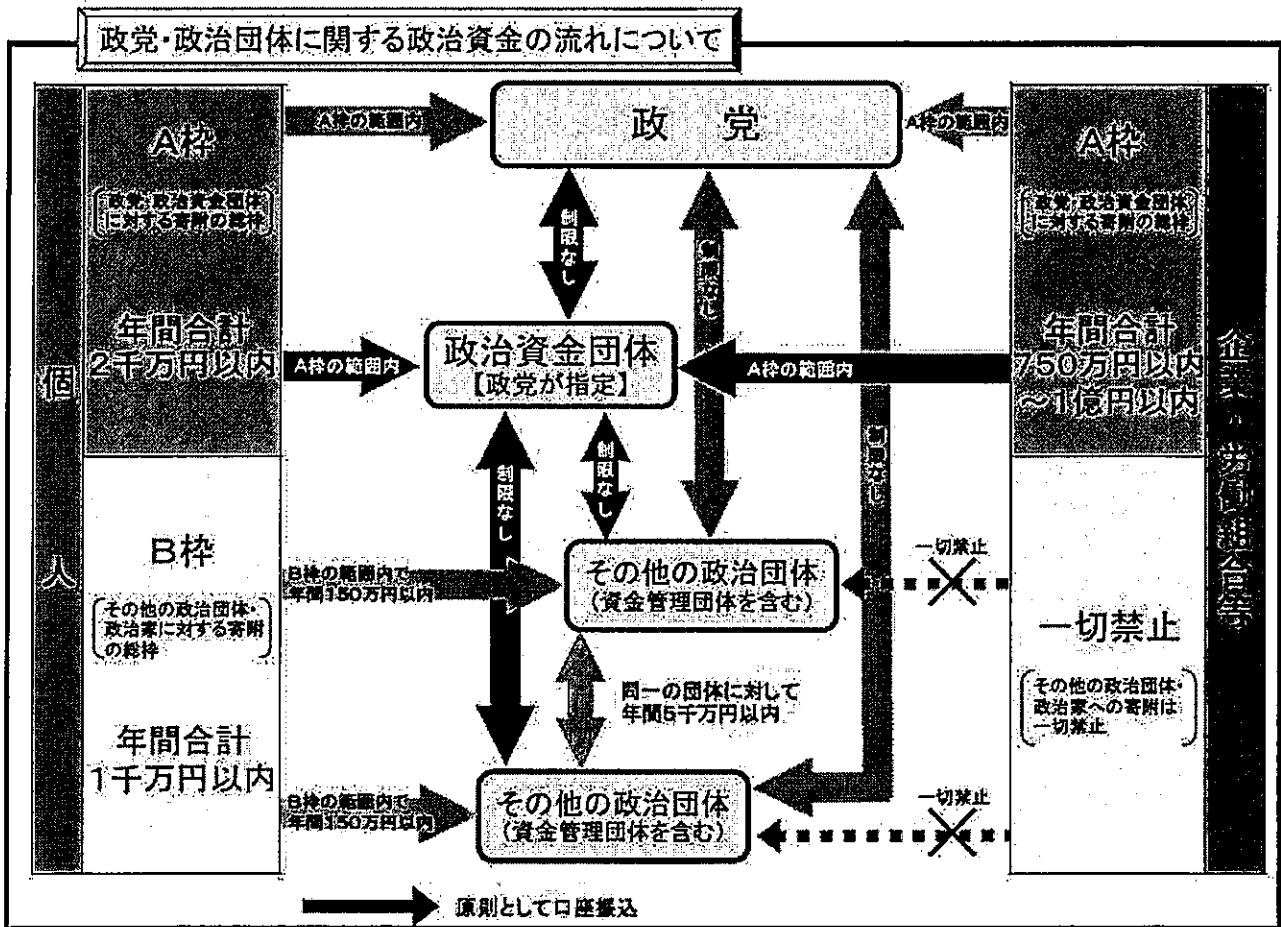
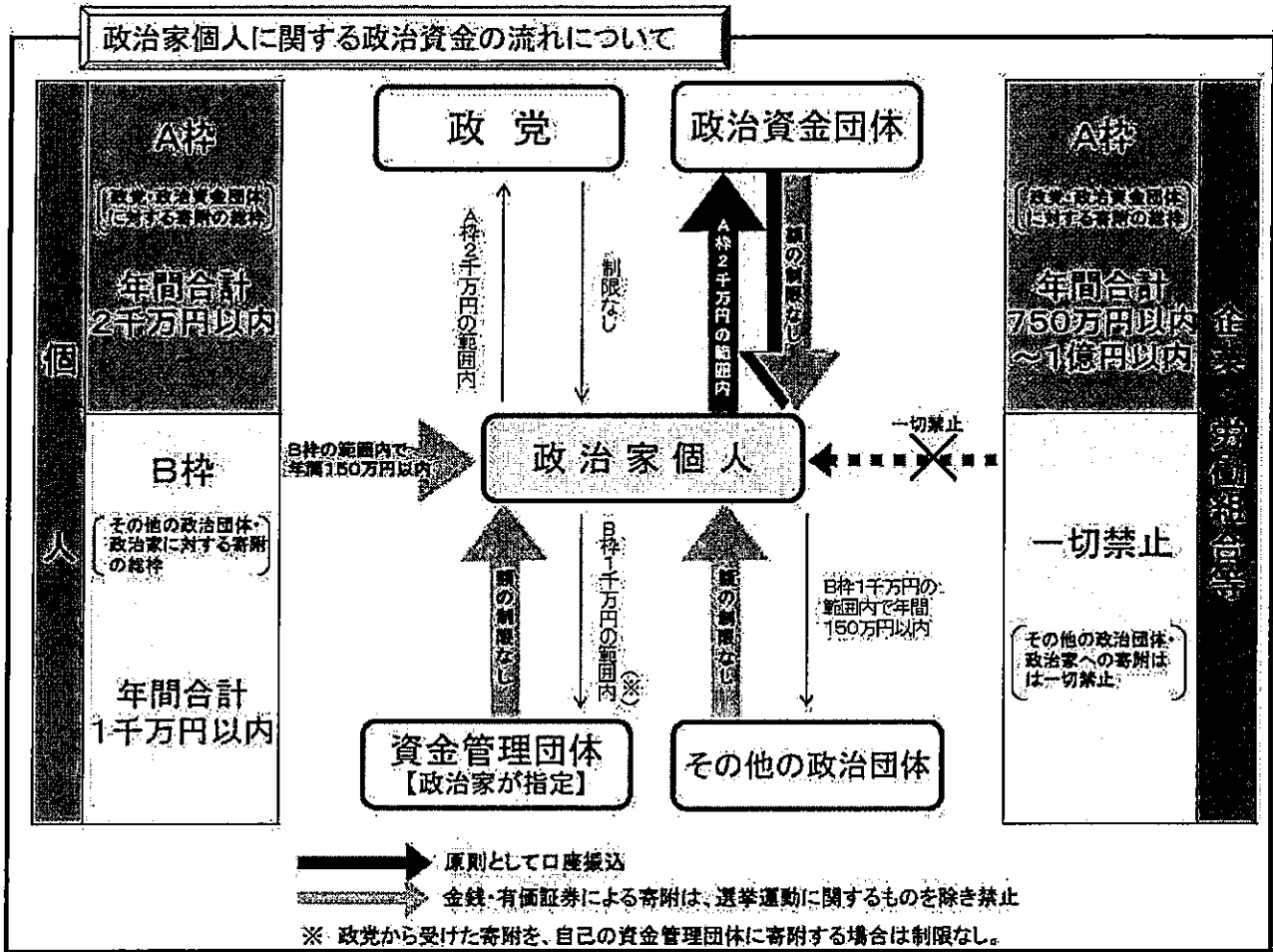


図3 政治家個人への政治資金の流れ



○ 寄附の総枠制限の適用除外

寄附の総枠制限は、次のものについては、適用されません。

ア 特定寄附

イ 遺贈によってする寄附

② 寄附の個別制限

これは寄附の総枠制限により設けられた限度額の範囲内においてされる寄附について、さらに同一の相手方に対する寄附の1年間の限度額を設けたものであり、特定の者と特定の政治団体又は公職の候補者との癒着を防止しようとするものです（限度額については図2・3、表3を参照してください。）。

○ 寄附の個別制限の適用除外

寄附の個別制限は、次のものについては、適用されません。

ア 政党・政治資金団体に対する寄附

イ 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、当該資金管理団体に対してする寄附（特定寄附・自己資金による寄附）

ウ 遺贈によってする寄附

(4) 寄附の質的制限

寄附の質的制限は、利害関係者等特定の者の政治献金が政治との癒着を招き、不公正な政治をもたらしやすいことから、寄附の質的側面に着目し、それを制限することによって政治活動の公正を確保しようとするものです。

① 特定の会社等の寄附の制限（法第22条の3）

次に掲げる会社その他の法人（会社等）は、政治活動に関する寄附をすることは禁止されています。また、その禁止規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受領したり、又は寄附を勧誘したり要求したりすることも禁止されています。

ア 国から補助金等の交付決定を受けた会社等のする寄附の禁止

(7) 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法第3条第1項の規定による政党交付金を除く。）の交付の決定を受けた会社等は、その交付決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

(4) 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社等は、当該出資又は拠出を受けている間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

イ 地方公共団体から補助金等の交付決定を受けた会社等が、当該地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、公職の候補者に係る資金管理団体又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する政治団体に対してする寄附の禁止

(ア) 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの。）の交付決定を受けた会社等は、交付決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

(イ) 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社等は、当該出資又は拠出を受けている間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

② 赤字会社の寄附の禁止（法第22条の4）

3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまでの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。また、この規定に違反してされる寄附であることを知りながら寄附を受けてはいけません。

③ 外国人、外国法人等からの寄附の受領の禁止（法第22条の5）

外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織からは、政治活動に関する寄附を受けてはいけません。

ただし、主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されている者から受ける寄附については、この限りではありません。

④ 本人以外の名義又は匿名による寄附の禁止（法第22条の6）

本人以外の名義又は匿名で政治活動に関する寄附をすることはできません。

また、この規定に違反してされる寄附であることを知りながら、寄附を受けてはいけません。

「匿名による寄附」とは寄附をする者の氏名又は名称を公表しないでする寄附のことです。

よって、街頭募金や演説会場における資金カンパなどの場合でも寄附者の氏名、住所、職業、寄附金額、寄附年月日を明らかにしなければなりません。

ただし、次の要件を全て満たした寄附（政党匿名寄附）は、例外的に認められています。

○政党又は政治資金団体（資金管理団体ではありません。）に対してする寄附

○街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において行われる寄附

○1件当たりの金額が、1,000円以下の寄附

(5) 寄附のあっせんに関する制限（法第22条の7）

政治活動に関する寄附は寄附者の自発的意思により行われるべきものです。

このため政治資金規正法では、寄附者の任意性を確保するために、寄附のあっせんをする場合の禁止規定を設けています。

① 寄附のあっせんに係る威迫的行為の禁止

政治活動に関する寄附のあっせんをする場合において、相手方に対して、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で当該寄附のあっせんに係る行為はできません。

② 寄附をしようとする者の意思に反するチェック・オフの禁止

政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で寄附を集めることはできません。

(6) 寄附等に関する公務員の地位利用の禁止（法第22条の9）

国及び地方公共団体の一般職に属する公務員（政令で定める公務員を除く。）等は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払いを受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならないこととなっています。

(7) 政治資金パーティーの対価の支払に関する制限（法第22条の8、規則第39条）

政治資金パーティーの対価の支払は、債務の履行として行われるものであり、寄附には該当しませんが、その適正化を図るために次のような量的制限（個別制限）、支払者への告知義務及び禁止事項等が設けられています。

① 量的制限（個別制限）

1回の政治資金パーティーについて、同一の者からの対価の支払は、150万円以内に制限されています。また、政治資金パーティーの開催者は、この制限を超える対価の支払を受けてはいけません。

② 支払者に対する告知義務

政治資金パーティーを開催する者は、その対価の支払を受けようとするときは、対価を支払う者に対し、その対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨をあらかじめ書面で告知しなければなりません。

なお、書面に記載する文言は、「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」と定められています。

③ 禁止事項

ア 本人以外の名義又は匿名による支払の禁止

イ あっせんに係る威迫等の禁止

ウ 公務員の地位利用による関与等の禁止

第6章 罰 則

政治資金規正法は、政治団体の届出、政治資金の収支の公開、政治資金の授受等について各種の制限を定めていますが、これらに係る制限を遵守する義務が正しく履行されるようにするための担保として、違反行為に対して刑罰や公民権を停止する等の罰則規定を設けています。罰則の概要については、24～26頁を参照してください。

第7章 補 則（政治資金と税）

政治団体や公職の候補者は政治活動に関する寄附を受けたり、機関紙誌の発行や政治資金パーティー等の事業収入で政治活動を行っています。

これらの収入に対する課税関係や寄附に対する税制上の措置については次のとおりとなっています。

（1）政治団体の課税関係

法人税	<p>「人格なき社団」は法人税法上は法人とみなされており、原則として同法の適用を受けますが、次の収入については、以下のとおりとなっています。（法人税法第7条、法人格付与法第13条第1項）</p> <p>①寄附収入 寄附収入については法人税は課税されません。</p> <p>②事業収入 法人税法により、収益事業による所得にのみ法人税が課税されます。 収益事業とは、「販売業、製造業その他政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう」とされており（法人税法第2条第13号、同法施行令第5条）、これに該当する事業を政治団体が行っていれば課税されることとなります。 なお、政治資金パーティー開催事業は、政令で列記されている事業に該当するものがないので、収益事業には含まれないものとされています。</p>
贈与税	<p>政治団体が受けた政治活動に関する寄附は、一般的には公益を目的とする事業を行う者が贈与により取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものに該当するものとして非課税とされています。法人格のある政党等についても、法人は贈与税の納税義務者となっていないことから課税されません。</p>
消費税	<p>政治団体が、購読料等の対価を得て機関紙誌を発行する場合には課税されます。</p>
<p>（注意事項） 政治団体がその収入を政治活動以外のために消費するような場合には当然に課税対象となります。 政治団体が得た収入をその構成員に分配するなどした場合には、その受取者が課税されます。</p>	

(2) 公職の候補者個人に対する課税関係

公職の候補者個人が政治活動に関して受けた政治資金については、雑所得となり、他の所得と合算して課税されます。

この場合の雑所得とは、政治資金に係る収入から政治活動に関して支出された経費を控除しての残余額をいい、それが雑所得として課税の対象となります。

ただし、政治活動に係る雑所得に赤字（政治活動に要した費用のほうが政治資金として受けた収入より多い場合をいう）が生じても、他の所得からその分を差し引くことはできません。

なお、選挙運動に関して受けた寄附で、公職選挙法第189条の規定に基づく収支報告がされているものについては課税されません。

（所得税法第9条第1項第18号、相続税法第21条の3第1項第6号）

(3) 法人の政治献金に係る税制上の措置

法人が政党・政治資金団体に対しその政治活動に関し寄附を行った場合、通常の寄附金として取り扱われ、他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入の対象となるだけで、税制上、特段の優遇措置はとられていません。

○ 法人の寄附金の損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の金額} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4}$$

(4) 個人献金に対する税制上の優遇措置

（法32条の4、租税特別措置法第41条の18）

議会制民主主義において国民の意思をより正確に反映させていくためには、政治の直接の担い手である政治家の政治活動に要する経費も、それを支持する国民が拠出する政治資金によってまかなわれていくのが望ましい姿といえます。

このため、政治資金規正法は、個人献金を奨励する目的から一定の要件を満たす個人の政治献金については所得税法上の特定寄附金とみなし、これらについては所得税の計算上所得から控除し、所得税を課さないことで税制上の優遇措置を設けています。

また、政党・政治資金団体に対する個人献金は、控除率30%の税額控除による優遇措置があり、所得控除との選択制とされています。

① 優遇措置の条件

ア 個人の寄附

税の優遇措置が受けられるのは、個人がする政治活動に関する寄附に限られます。

イ 寄附の相手方

(7) 政党

(イ) 政治資金団体

(ウ) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し又は反対することを本来の目的とする団体又は政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰し又はその主要な構成員が国会議員である政治団体

(エ) 国会議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会議員若しくは指定都市の市長の職にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

(オ) (エ)に掲げる特定の公職の候補者又は当該公職の候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（推薦、支持する者が立候補した日の属する年とその前年の2年間に限られます。）

なお、(ウ)、(エ)及び(オ)に該当する政治団体が優遇措置の適格団体になるためには、設立届又は異動届によりその旨を届け出るとともに、国会議員氏名届（(ウ)の場合）、被推薦書（(エ）、(オ)の国会議員以外の場合）又は国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（(エ）、(オ)の国会議員の場合）を提出することが必要です。

(カ) 特定の公職の候補者

特定の公職の候補者として、公職選挙法第86条又は第86条の4の規定により届出にあった者に対する選挙運動に関してされた寄附。

ウ 適用除外

ア、イの条件を満たす寄附であっても、「政治資金規正法に違反する寄附」及び「寄附者に特別の利益が及ぶと認められる寄附」については、優遇措置は認められません。

(7) 法の規定に違反する寄附

- ・ 量的制限（総枠・個別制限）を超えてした寄附
- ・ 本人以外の名義又は匿名でした寄附

(イ) 寄附者に特別の利益が及ぶ寄附

- ・ 自己の後援会に対して、候補者本人が寄附をするような場合
- ・ 候補者がお互いに相手方の後援会に寄附をし合う場合

エ 収支報告書への記載事項

優遇措置の適用を受けるためには、ア、イの要件に該当し、ウの要件に該当しない寄附であることが必要ですが、寄附が真実になされていることを確認するために、寄附を受けた者において、政治活動又は選挙運動に関する収支報告をする際に、優遇措置の適用を受けようとする寄附者の氏名等を収支報告書に記載することが必要になります。

(7) 政治活動に関する収支報告書

優遇措置の適用を受けようとする寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日の記載が必要となります。

政治団体の収支報告書は、年間5万円を超える寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載することが義務付けられていますが、優遇措置の適用を受けようとする寄附者については、これ以下の金額であっても氏名等の記載が必要となります。

(イ) 選挙運動に関する収支報告書

特定の公職の候補者の選挙運動に関してされた寄附について、優遇措置の適用を受けようとする寄附者については、出納責任者が、公職選挙法第189条の規定により提出する選挙運動に関する収支報告書の中に、寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日が記載されていることが必要です。

② 優遇措置を受けることができる控除額

政党・政治資金団体に対する寄附の場合は、所得控除と税額控除の選択制、その他の政治団体にする寄附の場合は所得控除による控除になります。

ア 所得控除

寄附金控除額 = (I ・ II のいずれか少ない方の額) - 2 千円

I : 特定寄附金の支出額

II : その年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の40%相当額

イ 税額控除

政党又は政治資金団体に対する個人の寄附は、前記の所得控除制度によるものと控除額30%の税額控除制度の選択制になっています。

$$\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{その年中の政党等に対する} \\ \text{寄附金の合計額} \end{array} \right] - 2 \text{千円} \right\} \times 30\% = \text{税額控除額 (100円未満切り捨て)}$$

③ 優遇措置を受けるための手続き

ア 寄附者の手続き

寄附者が税の優遇措置を受けるためには、確定申告の際に領収書等と共に「寄附金(税額)控除のための書類」を添付することが必要になります。

「寄附金(税額)控除のための書類」は、政治団体から交付を受けてください(書類には、選挙管理委員会(総務大臣所管の団体にあつては、総務大臣)の確認印が押印されています)(32頁を参照)。

イ 政治団体の手続き

(ア) 政治団体は、「寄附金（税額）控除のための書類」を作成します。

(イ) 収支報告書に寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載し、北海道選挙管理委員会事務局又は各支所に提出します。

その際、「寄附金（税額）控除のための書類」を添付し、北海道選挙管理委員会、各支所又は総務大臣の確認を受けてください。

(ウ) (イ) で確認を受けた「寄附金（税額）控除のための書類」を寄附者に交付します。

※ 収支報告書の提出期限は、3月31日(国会議員関係政治団体は5月31日)までとなっておりますが、確定申告の期限が3月15日であることから、「寄附金（税額）控除のための書類」が必要な政治団体は、収支報告書の早期提出をお願いします。

表3 寄附の量的制限の概要

受領者	寄附者	個				会社・労働組合等				政治団体			
		人		人		人		人		政党	政治資金団体	資金管理団体	その他
		総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	量的制限	量的制限	量的制限	
政党・政治資金団体	政治資金団体	年間2,000万円以内	制限なし	総枠制限 資本金、組合員数等に応じて年間750万円～1億円以内	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	
		年間1,000万円以内	年間150万円以内 (※3)	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	制限なし	同一の政治団体 年間5,000万円以内	同一の政治団体 年間5,000万円以内	同一の政治団体 年間5,000万円以内
その他の政治団体	資金管理団体	公職の候補者に対するものは金銭等に限り禁止 (※1)	年間150万円以内	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	制限なし	同一の政治団体 年間5,000万円以内	同一の政治団体 年間5,000万円以内	同一の政治団体 年間5,000万円以内	
	資金管理団体以外の政治団体	公職の候補者に対するものは金銭等に限り禁止 (※1)	金銭等に限り禁止 (※1) その他は年間150万円以内	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	制限なし	金銭等に限り禁止 (※1) その他は年間150万円以内	金銭等に限り禁止 (※1) その他は年間150万円以内	金銭等に限り禁止 (※1) その他は年間150万円以内	

※1 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができる。
 ※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を、その資金管理団体に対してする寄附(特定寄附)については、総枠制限はない。
 ※3 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附(特定寄附及び自己資金による寄附)については、個別制限はない。
 (注) 1 会社・労働組合等には「職員団体」、「その他の団体」が含まれる。
 2 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。
 3 会社・労働組合等の総枠制限の額については、表4参照のこと。
 4 遺贈による寄附については、量的制限はない。

表4 会社・労働組合等の政治活動に関する寄附の総枠制限

会社の政治活動に関する寄附の限度額（1年間）

労働組合(職員団体)の同限度額（1年間）

資本又は出資の金額	寄附制限額
10億円未満	750万円
10億円以上～	1,500万円
50億円未満	3,000万円
50億円以上～	3,500万円
100億円以上～	4,000万円
150億円以上～	4,500万円
200億円以上～	5,000万円
250億円以上～	5,500万円
300億円以上～	6,000万円
350億円以上～	6,300万円
400億円以上～	6,600万円
450億円以上～	6,900万円
500億円以上～	7,200万円
550億円以上～	7,500万円
600億円以上～	7,800万円
650億円以上～	8,100万円
700億円以上～	8,400万円
750億円以上～	8,700万円
800億円以上～	9,000万円
850億円以上～	9,300万円
900億円以上～	9,600万円
950億円以上～	9,900万円
1,000億円以上～	1億円
1,050億円以上	1億円

組合員又は構成員の数	寄附制限額
5万人未満	750万円
5万人以上～	1,500万円
10万人未満	3,000万円
10万人以上～	3,500万円
15万人未満	4,000万円
15万人以上～	4,500万円
20万人未満	5,000万円
20万人以上～	5,500万円
25万人未満	6,000万円
25万人以上～	6,300万円
30万人未満	6,600万円
30万人以上～	6,900万円
35万人未満	7,200万円
35万人以上～	7,500万円
40万人未満	7,800万円
40万人以上～	8,100万円
45万人未満	8,400万円
45万人以上～	8,700万円
50万人未満	9,000万円
50万人以上～	9,300万円
55万人未満	9,600万円
55万人以上～	9,900万円
60万人未満	1億円
60万人以上～	1億円
65万人未満	1億円
65万人以上～	1億円
70万人未満	1億円
70万人以上～	1億円
75万人未満	1億円
75万人以上～	1億円
80万人未満	1億円
80万人以上～	1億円
85万人未満	1億円
85万人以上～	1億円
90万人未満	1億円
90万人以上～	1億円
95万人未満	1億円
95万人以上～	1億円
100万人未満	1億円
100万人以上～	1億円
105万人未満	1億円
105万人以上～	1億円
110万人以上	1億円

その他の団体の同限度額（1年間）

前年における年間の経費の額	寄附制限額
2千万円未満	750万円
2千万円以上～	1,500万円
6千万円未満	3,000万円
6千万円以上～	3,500万円
8千万円以上～	4,000万円
1億円以上	4,500万円
～1億2千万円未満	5,000万円
1億2千万円以上～	5,500万円
1億4千万円以上～	6,000万円
1億6千万円以上～	6,300万円
1億8千万円以上～	6,600万円
2億円以上	6,900万円
～2億2千万円未満	7,200万円
2億2千万円以上～	7,500万円
2億4千万円以上～	7,800万円
2億6千万円以上～	8,100万円
2億8千万円以上～	8,400万円
3億円以上	8,700万円
～3億2千万円未満	9,000万円
3億2千万円以上～	9,300万円
3億4千万円以上～	9,600万円
3億6千万円以上～	9,900万円
3億8千万円以上～	1億円
4億円以上	1億円
～4億2千万円未満	1億円
4億2千万円以上～	1億円
4億4千万円以上～	1億円
4億6千万円以上	1億円

表5 罰則一覧

条 項	関 係 条 項	違 反 行 為
第23条	第8条	届出前の寄附の受領又は支出の禁止違反
第24条Ⅰ	第9条、第18条③、 第19条の4	会計帳簿の備付け違反、記載義務違反、虚偽記載
第24条Ⅱ	第10条	明細書の提出義務違反、記載義務違反、虚偽記載
第24条Ⅲ	第11条	領収書等の徴収義務違反、送付義務違反、虚偽記載
第24条Ⅳ	第16条①、 第19条の11②	会計帳簿等の保存義務違反
第24条Ⅴ	第16条①、 第19条の11②	会計帳簿等の虚偽記載
第24条Ⅵ	第15条	事務引継義務違反
第24条Ⅶ	第31条	収支報告書の訂正命令違反等
第25条①Ⅰ	第12条、第17条	収支報告書の提出遅怠
第25条①Ⅰの2	第19条の14	政治資金監査報告書の提出遅怠
第25条①Ⅱ	第12条、第17条 第18条④、第19条の5	収支報告書の記載義務違反
第25条①Ⅲ	第12条①、第17条①	収支報告書の虚偽記載
第25条②	第12条、第18条④ 第19条の5、第19条の14	会計責任者の選任及び監督に係る注意義務違反
第26条Ⅰ	第21条①、第21条の 2①、第21条の3①② ③、第22条①②	・会社・労働組合等(以下、会社等)寄附の制限違反 ・公職の候補者に対する寄附の制限違反 ・寄附の量的(総枠・個別)制限違反
第26条Ⅱ	第21条③	会社等に関する違法寄附の勧誘・要求
第26条Ⅲ	第22条の2	違法寄附(第26条Ⅰ)の受領禁止違反
第26条の2Ⅰ	第22条の3①②④	特定会社等の寄附の制限違反
第26条の2Ⅱ	第22条の3⑤	特定会社等に対する寄附の勧誘・要求
第26条の2Ⅲ	第22条の3⑥、第22条 の5①、第22条の6③	特定会社等・外国人等からの寄附の受領禁止違反、 匿名寄附の受領禁止違反
第26条の2Ⅳ	第22条の6①	本人以外の名義及び匿名による寄附
第26条の2Ⅴ	第22条の8④で準用 する第22条の6①	本人以外の名義及び匿名による政治資金パーティー の対価の支払
第26条の2Ⅵ	第22条の8④で準用 する第22条の6③	本人以外の名義及び匿名による政治資金パーティー の対価の受領
第26条の3Ⅰ	第22条の4①	赤字会社の寄附の制限違反
第26条の3Ⅱ	第22条の4②	赤字会社の寄附の受領禁止違反
第26条の3Ⅲ	第22条の8①	政治資金パーティーの対価の受領の個別制限 違反
第26条の3Ⅳ	第22条の8②	政治資金パーティーの告知義務違反
第26条の3Ⅴ	第22条の8③	政治資金パーティーの対価の支払の個別制限 違反
第26条の4Ⅰ	第22条の7①	寄附のあっせんに係る威迫的行為の禁止違反
第26条の4Ⅱ	第22条の8④で準用 する第22条の7①	政治資金パーティーの対価の支払のあっせんに 係る威迫的行為の禁止違反
第26条の4Ⅲ	第22条の9①	寄附又は政治資金パーティーの対価の支払等 への公務員の関与等の制限違反
第26条の4Ⅳ	第22条の9②	寄附又は政治資金パーティーの対価の支払等 への公務員の関与等の要求禁止違反
第26条の5Ⅰ	第22条の7②	意思に反するチェック・オフの禁止違反 (寄附)
第26条の5Ⅱ	第22条の8④で準用 する第22条の7②	意思に反するチェック・オフの禁止違反 (政治資金パーティーの対価)
第26条の6	第19条の13③	政治資金監査報告書の虚偽記入
第26条の7	第19条の28、 第19条の32⑦	登録政治資金監査人等による秘密漏洩
第27条①	第23条、第24条、 第25条①、第26条、 第26条の2、第26条 の4	
第27条②	第24条、第25条①	

罰則の適用範囲	量 刑
<ul style="list-style-type: none"> 政治団体の役員又は構成員で当該違反行為をした者 	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> 帳簿を備えず又は記載をせず若しくは虚偽の記入をした者 	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金 (団体にあっては、その役員又は構成員として違反行為をした者)
<ul style="list-style-type: none"> 明細書の提出をせず又は記載をせず若しくは虚偽の記入をした者 	
<ul style="list-style-type: none"> 領収書を徴せず若しくは送付せず又は虚偽の記入をした者 	
<ul style="list-style-type: none"> 帳簿等を保存しない者 	
<ul style="list-style-type: none"> 帳簿等に虚偽の記入をした者 	
<ul style="list-style-type: none"> 帳簿等の引継をしない者 	
<ul style="list-style-type: none"> 命令に違反し訂正を拒み、若しくは虚偽の訂正をした者 	
<ul style="list-style-type: none"> 報告書の提出をしなかった者 	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> 書面に記載すべき事項の記載をしなかった者 	50万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> 虚偽の記入をした者 	
<ul style="list-style-type: none"> 政治団体の代表者 	
<ul style="list-style-type: none"> 寄附をした者 	1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金 (団体にあっては、その役員又は構成員として違反行為をした者)
<ul style="list-style-type: none"> 寄附を勧誘・要求した者 	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金 (団体にあっては、その役員又は構成員として違反行為をした者) (II~VI)
<ul style="list-style-type: none"> 寄附を受けた者 	
<ul style="list-style-type: none"> 寄附をした会社等の役員として当該違反行為をした者 	
<ul style="list-style-type: none"> 寄附を勧誘・要求した者 	
<ul style="list-style-type: none"> 寄附を受けた者 	
<ul style="list-style-type: none"> 寄附をした者 	
<ul style="list-style-type: none"> 対価の支払いをした者 	
<ul style="list-style-type: none"> 対価の支払いを受けた者 	50万円以下の罰金 (団体にあっては、その役員又は構成員として違反行為をした者) (II~V)
<ul style="list-style-type: none"> 寄附をした会社の役員として違反行為をした者 	
<ul style="list-style-type: none"> 寄附を受けた者 	
<ul style="list-style-type: none"> 対価の支払を受けた者 	
<ul style="list-style-type: none"> 告知をしなかった者 	6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金 (団体にあっては、その役員又は構成員として違反行為をした者) (I, II, IV)
<ul style="list-style-type: none"> 対価の支払をした者 	
<ul style="list-style-type: none"> 寄附のあっせんに係る行為をした者 	
<ul style="list-style-type: none"> 対価の支払のあっせんに係る行為をした者 	
<ul style="list-style-type: none"> 寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする寄附に関与し、又は政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求め、若しくは対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与した者 	20万円以下の罰金 (団体にあっては、その役員又は構成員として違反行為をした者)
<ul style="list-style-type: none"> 違反行為を求めた者 	
<ul style="list-style-type: none"> 寄附を集めた者 	30万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> 対価として支払われる金銭等を集めた者 	
<ul style="list-style-type: none"> 虚偽の記入をした者 	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> 秘密を漏洩した者 	
<ul style="list-style-type: none"> 当該罪を犯した者 	情状により、禁錮及び罰金が併科される
<ul style="list-style-type: none"> 当該罪を犯した者 	重大な過失に対しても処罰される (ただし、情状による刑の軽減あり)

条 項	関 係 条 項	選 挙 権 及 び 被 選 挙 権 の 停 止
第28条①	第23条 ～第26条の5 第27条②	左の罪を犯した者で ①罰金刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から5年間 ②罰金刑に処せられ刑の執行猶予の言渡しを受けた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間
第28条②	第23条、 第24条、 第25条①、 第26条、 第26条の2、 第26条の4、 第27条②	左の罪を犯した者で ①禁錮刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間及びその後5年間 ②禁錮刑に処せられた者で、刑の執行の免除を受けた場合は、刑の時効による場合を除いて、その免除を受けるまでの間及びその後の5年間（刑の時効の場合は5年間の付加期間はない。時効の完成と同時に復権する。） ③禁錮刑に処せられた者が、刑の執行猶予の言渡しを受けた場合は、その執行猶予の期間、また、大赦若しくは特赦又は刑の時効により刑の執行を受けることがなくなった場合は、それまでの間（この場合は、5年間の付加期間はない。）
第28条③④	(略)	
第28条の2	第23条、 第26条Ⅲ、 第26条の2Ⅲ、 第26条の3Ⅱ、 第26条の4Ⅲ	・左の寄附の制限違反により受けた寄附はその全額が、没収又は追徴される。ただし、寄附の総枠制限・個別制限に違反して受けた寄附については、当該量的制限に係る限度額を超えた部分のみが没収の対象となる。 ・匿名等で受けた金銭又は物品による寄附は所有権が国庫に帰属するので、没収の対象とはならない。（第22条の6④⑤）
第28条の3①	第23条、第26条～ 第26条の5	左の規定違反については、行為者を罰するほか、団体に対しても当該各条の罰金刑を科する（両罰規定）。
第28条の3②	第23条	左の違反行為に対し、団体に罰金刑を科する場合には、行為者、団体ともに時効期間を5年とする（特例措置）。
第28条の3③		法人でない団体について両罰規定の適用がある場合は、その代表者が、その訴訟行為について団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

寄附金（税額）控除のための書類

(確認欄)
 確認
 ○年○月○日
 北海道選挙管理委員会

北海道選挙管理委員会が
 確認の上、押印します。

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	北海太郎						
住所	札幌市中央区北〇条西〇丁目〇-〇						
寄附金の額	百万	十万	万	千	百	十	円
	※締めすること。	〒	1	0	0	0	0
寄附年月日	令和 年 月 日						

寄附の内訳欄に複数回にわたり記載する場合は、この寄附年月日は記載不要（1回のみ寄附の場合記載すること）。

(寄附を受けた団体)

名称	北海二郎後援会	
所在地	札幌市中央区北△条西△丁目△-△	
団体の区分	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18第1項第1号又は2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18第1項第3号又は第4号)
	1	②
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	政党支部、その他の政治団体記載不要
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 (同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。)	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名 (2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	北海二郎 選挙 令和 年 月 日

どちらかを○で囲むこと

現職の場合記載不要。
 候補者の場合は、選挙名と立候補年月日を記載すること。

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住所		

公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附があった場合のみ記載すること。
 政治活動（選挙運動を除く。）に関する寄附には関係せず、記載不要。

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
□・□・□	50,000円	・	円	・	円
□・□・□	50,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
複数回にわたり寄附を受けた場合記載すること(1回の寄附のみの場合記載不要)。 当該欄の記載は、収支報告書の記載と一致すること。					
・	円	・	円	・	円

※〇月〇日までは旧住所である。

年の途中で寄附者の住所等が異動した場合には余白にその旨を記載すること。

IV 各種届出の記入上の注意事項

1 政治団体設立届

- (1) 政治団体の設立届出は、組織の日又は政治団体となった日（国会議員関係政治団体のうち2号団体については、国会議員からの通知があった日）から7日以内に行わなければなりません。
また、郵送による届出は認められませんので、北海道選挙管理委員会に持参提出してください。
- (2) 「政治団体の名称」は、綱領、党則又は規約に定める名称と一致させてください。
また、政治団体の区分が政党支部又はその他の政治団体の支部にあつては、当該支部を支部とする政治団体の名称も「(本部) 何々」の例により記載してください。
- (3) 「政治団体の区分」欄は該当するものに「√」を記入してください。
- (4) 「代表者の氏名」欄は、押印の義務の見直しにより、押印を省略することができます。この場合、届け出る方の本人確認が必要となります。
代表者本人が届け出る場合は、運転免許証、個人番号カード、旅券など本人が確認できる書類の提示又は提出をしてください。代理人が届け出る場合は、当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び当該代理人の運転免許証、個人番号カード、旅券など当該代理人本人が確認できる書類の提示又は提出をしてください。
なお、代表者本人の自署による署名や記名押印がなされている場合は、本人確認書類等は必要ありません。
- (5) 「主たる事務所の所在地」欄は、地番、ビル名、部屋番号等まで詳細に記入してください。
- (6) 「組織年月日」欄には、政治団体として組織された日又は政治団体となった日を記入してください。
また、組織年月日は、通例代表者等の選任年月日及び規約の施行年月日と同日となります。
- (7) 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は同一人物が兼ねることはできません。
- (8) 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」欄は、政治団体が租税特別措置法第41条の18第1項各号に該当する政治団体の場合は「有」に、該当しない場合は「無」に「√」を記入してください。
→個人献金に対する税制上の優遇措置（28頁を参照）
- (9) 政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合は、開催団体は政治団体と見なされますので、設立届の提出が必要となります。
この場合の組織年月日は、特定パーティーの開催を決定した日になります。

(添付文書の例)

- ・規約等（35・36頁）
- ・被推薦書（39頁）～税の優遇措置を受けようとする団体（国会議員関係政治団体を除く）が提出してください。
- ・国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（40頁）～国会議員関係政治団体のうち、2号団体に該当する場合に提出してください。
- ・政党の状況等に関する届（37頁）～政党支部が届出する場合に提出してください。
- ・支部証明書（38頁）～政党支部が届出する場合に提出してください。
- ・特定パーティー開催団体については、開催計画書・告知書を併せて選挙管理委員会に提出することになります。（様式等については、選挙管理委員会にお問い合わせ願います。）

○資金管理団体の届出関係

当該政治団体を資金管理団体に指定する場合は、資金管理団体指定届（48頁）を併せて提出してください。

2 届出事項等の異動届

- (1) 政治団体の届出事項等に異動があった場合は、異動があった日（国会議員関係政治団体のうち2号団体に関する異動の場合は、国会議員からの通知があった日）から7日以内に届け出てください。
- (2) 異動届は、異動があった項目のみ記入してください。
- (3) 「代表者の氏名」欄は、押印の義務の見直しにより、押印を省略することができます。この場合、届け出る方の本人確認が必要となります。
代表者本人が届け出る場合は、運転免許証、個人番号カード、旅券など本人が確認できる書類の提示又は提出をしてください。代理人が届け出る場合は、当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び当該代理人の運転免許証、個人番号カード、旅券など当該代理人本人が確認できる書類の提示又は提出をしてください。
なお、代表者本人の自署による署名や記名押印がなされている場合は、本人確認書類等は必要ありません。
- (4) 設立届の際に届け出た添付書類に異動があった場合は、これらの文書を提出してください。
- (5) 代表者に異動があった場合には、新たな代表者によって届け出てください。
- (6) 国会議員関係政治団体のうち、2号団体に該当する旨の異動を届け出る場合は、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を添付してください。
また、推薦し、又は支持する人が、国会議員の候補者でなくなったため、2号団体に該当しなくなった旨の異動を届け出る場合は、「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」を添付してください。

○資金管理団体の届出関係

政治団体の届出事項等の異動に伴い、資金管理団体の届出事項にも異動が生じる場合は、資金管理団体の届出事項の異動届出（49頁）も併せて行ってください。

3 政治団体解散届

(1) 政治団体が解散し、又は政治団体でなくなった場合は、当該政治団体の代表者及び会計責任者の両者は、その日から30日（国会議員関係政治団体は60日）以内に解散届を提出しなければなりません。

また、解散届の提出の際には、同時に解散日までの法第17条第1項に規定する収入及び支出に関する事項を記載した報告書を提出することになります。

(2) 「代表者の氏名」欄、「会計責任者の氏名」欄は、押印の義務の見直しにより、押印を省略することができます。この場合、届け出る方の本人確認が必要となります。

代表者本人及び会計責任者本人が届け出る場合は、運転免許証、個人番号カード、旅券など本人が確認できる書類の提示又は提出をしてください。代理人が届け出る場合は、当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び当該代理人の運転免許証、個人番号カード、旅券など当該代理人本人が確認できる書類の提示又は提出をしてください。

なお、代表者本人及び会計責任者本人の自署による署名や記名押印がなされている場合は、本人確認書類等は必要ありません。

(3) 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による「特定パーティー開催団体」が法第6条第1項の規定により、届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出についても、この様式により行ってください。

(4) 政治団体の支部の解散について、本部は、解散の日から30日（国会議員関係政治団体は60日）以内に、支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって届出することができます。その場合は、解散を届け出た本部は支部に対し、その旨を通知してください。

○資金管理団体の届出関係

資金管理団体が解散した場合は、資金管理団体でなくなった旨の届（51頁）も併せて提出してください。

4 資金管理団体指定届等

(1) 資金管理団体指定届

ア 公職の候補者は、資金管理団体を指定した場合は、指定した日から7日以内に資金管理団体の指定届出をしなければなりません。

イ 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職について選挙区において選挙することとされている場合には、当該選挙区名を付して行い、その職にある者にあつては「衆議院議員北海道第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員北海道選挙区（候補者等）」の例により記載してください。

(2) 資金管理団体届出事項の異動届

公職の候補者は、資金管理団体指定届の届出事項に異動があつた場合は、異動があつた日から7日以内に、資金管理団体届出事項の異動届出をしなければなりません。

(3) 資金管理団体指定取消届

公職の候補者は、資金管理団体の指定を取り消したときは、その取消しの日から7日以内に、資金管理団体の指定取消の届出をしなければなりません。

(4) 資金管理団体でなくなった旨の届

資金管理団体が解散したこと、公職の候補者が死亡したこと等により、資金管理団体の要件を喪失した場合は、その事実が生じた日から7日以内に、資金管理団体でなくなった旨の届出をしなければなりません。

(5) 宣誓書

上記の届出をする際には、宣誓書も併せて記載してください。

(6) 「氏名」欄

「氏名」欄は、押印の義務の見直しにより、押印を省略することができます。この場合、届け出る方の本人確認が必要となります。

公職の候補者本人が届け出る場合は、運転免許証、個人番号カード、旅券など本人が確認できる書類の提示又は提出をしてください。代理人が届け出る場合は、当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び当該代理人の運転免許証、個人番号カード、旅券など当該代理人本人が確認できる書類の提示又は提出をしてください。

なお、公職の候補者本人の自署による署名や記名押印がなされている場合は、本人確認書類等は必要ありません。

(7) その他

資金管理団体の各種届出（指定・異動・資金管理団体でなくなった旨）を行う際には、当該政治団体の各種届出（設立・異動・解散）も必要になる場合が多いので忘れず届け出てください。

政治団体設立届

政治団体の組織の日又は政治団体となった日(国会議員関係政治団体のうち2号団体については、国会議員からの通知があった日)から7日以内に、郵送することなく文書を持参して選管に届出すること。

令和〇年〇月〇日

総務大臣様
北海道選挙管理委員会

政治団体の名称 **〇〇〇党〇〇支部**
 事務所の所在地 **札幌市〇〇区北〇条西〇丁目〇番〇号
 〇〇ビル〇号室**
 代表者の氏名 **北海 太郎**

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

<p>政党支部又はその他の政治団体の支部は本部の名称を記載</p>		<p>該当するものにチェック</p>	
<p>記</p> <p>名 称</p> <p>(ふりがな) まるまるまるとまるまるしぶ 〇〇〇党〇〇支部 まるまるまるとほんぶ (本部〇〇〇党本部)</p> <p>国会議員関係政治団体に該当する場合 チェック</p>	<p>政治団体の区分</p> <p><input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部</p> <p>国会議員関係政治団体の区分</p> <p><input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体</p>		
	<p>目的</p> <p>別紙のとおり</p>	<p>組織年月日</p> <p>令和〇年〇月〇日</p>	
<p>主たる事務所の所在地</p> <p>(〒001-1234) 札幌市〇〇区北〇条西〇丁目〇番〇号〇〇ビル〇号室 (電話 000-100-1000)</p>			
<p>主たる活動区域</p> <p>北海道内</p>		<p>通常同日</p>	
<p>代表者</p> <p>氏名 北海 太郎</p>	<p>(〒001-1234) (住所) 札幌市〇〇区北〇条西〇丁目 1番2号 (電話 000-000-1000)</p>	<p>(生年月日) 明大 30・1・1 昭平</p>	<p>(選任年月日) □・□・□</p>
<p>会計責任者</p> <p>兼任はできない</p>	<p>(〒002-1234) 札幌市××区北×条西×丁目 ×番×号 (電話 000-100-0000)</p>	<p>明大 31・2・1 昭平</p>	<p>□・□・□</p>
<p>会計責任者の職務代行者</p>	<p>(〒003-1234) 札幌市△△区北△条西△丁目 △番△号 (電話 000-200-0000)</p>	<p>明大 32・3・1 昭平</p>	<p>□・□・□</p>
<p>支部の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>	<p>課税上の優遇措置の適用関係の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>		
<p>政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体</p>	<p>代表者である公職の候補者に係る公職の種類</p> <p>→ 衆議院議員(現職)</p>		
<p>政治資金規正法第19条の7第2号に係る国会議員関係政治団体</p>	<p>(ふりがな) 公職の候補者の氏名 北海 太郎</p>	<p>公職の候補者に係る公職の種類</p> <p>→ 衆議院議員(現職)</p>	
<p>どちらかにチェック印</p>		<p>どちらかにチェック印</p>	
<p>国会議員関係政治団体に該当する場合記入</p>			

規約等の見本（一般の政治団体用）

〇〇〇〇会規約

第1条（名 称）

本会は、〇〇〇〇会と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は、△△市内に置く。

第3条（目 的）

本会は、▽▽▽▽の理念に基づき、□□□□の実現のために必要な政治活動を行うことを目的とする。

第4条（事 業）

本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

- (1) 研究会、講演会等の開催
- (2) 機関誌紙の発行及び配布
- (3) 宣伝活動
- (4) その他本会の目的達成のため必要な事業

第5条（会 員）

本会の目的に賛同する会員とする。

第6条（役 員）

本会は次の役員を置く。

会長、副会長、幹事、会計責任者、同職務代行者及び監査役 各1名

第7条（総 会）

会長は、毎年1回の通常総会とその他必要に応じ、臨時総会を招集する。

第8条（運営経費）

本会の運営経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充当する。

第9条（会 費）

本会の会費は、年〇〇〇〇円とする。

第10条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、年1回、監査役による監査を受けるものとする。

第11条（その他）

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

附 則

本規約は、令和◇年◇月◇日から施行する。

※ 目的欄には、政治上の主義・主張等政治活動の内容を具体的に記載してください。

規約等の見本（後援会用）

●●●●後援会規約

第1条（名 称）

本会は、●●●●後援会と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は、■市内に置く。

第3条（目 的）

本会は、●●●●氏の政治活動を支援し、併せて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第4条（事 業）

本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

- (1) 研究会、講演会等の開催
- (2) 機関誌紙の発行及び配布
- (3) ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
- (4) その他本会の目的達成のため必要な事業

第5条（会 員）

本会の目的に賛同する会員とする。

第6条（役 員）

本会は次の役員を置く。

会長、副会長、幹事、会計責任者、同職務代行者及び監査役 各1名

第7条（運営経費）

本会の運営経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充当する。

第8条（会 費）

本会の会費は、年〇〇〇〇円とする。

第9条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、年1回、監査役による監査を受けるものとする。

第10条（その他）

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

附 則

本規約は、令和◆年◆月◆日から施行する。

※ 後援会の規約等の場合には、目的欄に特定の公職の候補者の政治活動を支援する旨を明記してください。

政 党 の 状 況 等 に 関 す る 届

令和 * 年 * 月 * 日

総 務 大 臣 様
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会

政党の支部の名称 ○○党○○支部

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部 とする政党	名 称	○ ○ 党
	主たる事務所の所在地	東京都○○区○○町1丁目1番1号
	主たる活動区域	全 国
1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input type="checkbox"/>

（チェックマークがない場合）

法第21条第4項により寄附に関してはその他の政治団体の扱いとなり、
会社、労働組合等から同条第1項の寄附は受けることができません。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 3 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区又は総合区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては「□」内に「√」を記入すること。

└───┬───> 政党の本部が交付する

支 部 証 明 書

政党の支部の名称 ○○党○○支部

主たる事務所の所在地 北海道札幌市北○条西○丁目1番1号

主たる活動区域 北海道札幌市

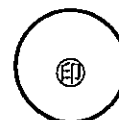
上記の支部は、本政党の（北海道札幌市を単位として設けられる支部）
であることを証明する。

令和 * 年 * 月 * 日

政党の名称 ○ ○ 党

主たる事務所の所在地 東京都○○区○○町1丁目
1番1号

代表者の氏名 東京 太郎



（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 カッコ内には、1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区又は総合区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「北海道札幌市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

被 推 薦 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

政治団体の名称 ○ ○ ○ 会
代表者の氏名 北海 太郎 様

※ 政治団体の名称及び代表者の氏名は、
設立届の記載内容と一致すること。

公職の種類 北海道議会議員(候補者等)

氏 名 北海 太郎

住 所 札幌市○○区南○条西○
丁目○番○号

私（私達）は、令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

※ 設立届と併せて提出する場合、推薦年月日は
通常組織年月日に一致する。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、北海道議会議員若しくは北海道知事又は札幌市議会議員若しくは札幌市長の区分により、その職にある者にあつては「北海道議会議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「北海道議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「北海道議会議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

第27号様式（第15条関係）

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

※通知のあった日から
7日以内に届出

令和〇年〇月〇日

政治団体の名称 ○ ○ ○ 会
代表者の氏名 青森 次郎 様

※政治団体の名称及び代表者の
氏名は、設立届の記載内容と
一致すること。

公職の種類 衆議院議員（候補者等）

氏 名 北海 太郎

印

住 所 札幌市〇〇区南〇条西〇
丁目〇番〇号

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和〇年〇月〇日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるため、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

※ 設立届と併せて提出する場合、該当年月日は、通常組織年月日に一致する。
※ 該当年月日が、個人の政治活動に関する寄附に係る課税上の優遇措置の適用の始期となる。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

届出事項等の異動届

令和△年△月△日

総務大臣 様
北海道選挙管理委員会

異動があった日（国会議員関係政治団体のうち2号団体に係る異動の場合は、国会議員からの通知があった日）から7日以内に、文書を郵便によることなく、持参して選管に提出すること。

政治団体の名称 △ △ △ 会

事務所の所在地 札幌市△△区南△条東△丁目△番△号

代表者の氏名 北海 太郎

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	異 動 内 容		異動年月日
	新	旧	
（ふりがな） 政治団体の名称	さんかくさんかくさんかくかい △ △ △ 会	〇〇〇会	△・△・△
主たる事務所の所在地	〒004-1234 札幌市△△区南△条東△丁目△番△号 （電話）000-100-2222	札幌市〇〇区北〇条西 〇丁目〇番〇号	△・△・△
代 表 者	ふりがな （氏 名） （住 所） （生年月日） （〒） （電話）	（氏 名）	・ ・
会 計 責 任 者	ふりがな あおもり じろう （氏 名） 青 森 次 郎 （住 所） 札幌市△△区南△条東△丁目 △番△号 （生年月日） 昭和33年4月1日 （〒） 005-4321 （電話） 000-300-000	（氏 名） 北海 次郎	△・△・△
会計責任者の職務代行者	ふりがな （氏 名） （住 所） （生年月日） （〒） （電話）	（氏 名）	・ ・
綱領、党則、規約等の内容	別 添 の と お り	別添のとおり	・ ・
国会議員関係政治団体の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者である公職の候補者に係る公職の種類：衆議院議員（現職） <input checked="" type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 ふりがな ほつがい たろう 公職の候補者の氏名：北海 太郎 公職の候補者に係る公職の種類：衆議院議員（現職） <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体	△・△・△
その他 （課税上の優遇措置適用関係の有無）	有	無	△・△・△

第28号様式（第15条関係）

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

※通知のあった日から
7日以内に届出 ← 令和〇年〇月〇日

政治団体の名称 ○ ○ ○ 会 } ※政治団体の名称及び代表者の
代表者の氏名 青森 次郎 様 } 氏名は、設立届の記載内容と
一致すること。

過去の公職の種類 衆議院議員（候補者等）

氏 名 北 海 太 郎



住 所 札幌市〇〇区南〇条西〇
丁目〇番〇号

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和〇年〇月〇日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

※ 当該年月日が、国会議員関係政治団体に係る特別な義務（1円以上の領収書等の保存等）の終了の日となる。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

政治団体解散届

令和 × 年 × 月 × 日

総 務 大 臣 様
北海道選挙管理委員会

政治団体の名称 △ △ △ 会

事務所の所在地 札幌市△△区南△条東△丁目△番△号

代表者の氏名 北海 太郎

会計責任者の氏名 青森 次郎

令和 × 年 × 月 × 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

解散等の日から30日（国会議員関係政治団体は60日）以内に提出

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

収支報告書の提出が必要となる。

政治団体の本部が支部に代わって
届出する場合に用いる

政治団体支部解散届

令和 × 年 × 月 × 日

総務大臣様
北海道選挙管理委員会

政治団体の名称 ○ ○ 党
事務所の所在地 東京都○○区○○町1丁目1番1号
代表者の氏名 東京 太郎

本政治団体の下記の支部は、令和 × 年 × 月 × 日に解散をしたので、政治資金規正法第18条第5項の規定により、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、同法第17条第1項の届出をします。

記

- 1 政治団体の支部の名称 ○○党○○支部
- 2 支部の事務所の所在地 北海道札幌市北○条西○丁目1番1号
- 3 支部の代表者の氏名 北海 太郎
- 4 支部の会計責任者の氏名 北海 次郎

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 この届出の際は、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、この届出をした旨を通知すること。また、当該支部の代表者及び会計責任者であった者は、解散の日から30日以内（当該支部が国会議員関係政治団体であつた場合にあつては60日以内）に法第17条第1項に規定する収入及び支出に関する事項を記載した報告書を提出すること。

資金管理団体指定届



指定をした日から7日以内に届出

令和 × 年 × 月 × 日

総務大臣様
北海道選挙管理委員会

公職の種類 北海道議会議員札幌市〇〇区選挙区
(候補者等)

氏名 北海 太郎

住所 札幌市〇〇区北〇条西〇丁目
〇番〇号

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、
政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

資金管理団体の名称	〇〇〇会
主たる事務所の所在地	札幌市〇〇区北〇条西〇丁目〇番〇号〇〇ビル〇号室
代表者の氏名	北海 太郎

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 △ 年 △ 月 △ 日

氏 名 北海 太郎

(備考)

- 届出先は、主たる事務所の所在地が札幌市にあっては、北海道選挙管理委員会事務局（北海道庁）に、その他の市町村にあっては、当該市町村を所管する北海道選挙管理委員会事務局支所（各総合振興局・振興局内）であること。
- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあっては「衆議院議員北海道第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員北海道選挙区（候補者等）」の例により記載すること。

資金管理団体届出事項の異動届



異動の日から7日以内に届出

令和×年×月×日

総務大臣様
北海道選挙管理委員会

氏名 北海 太郎

住所 札幌市〇〇区北〇条西〇丁目
〇番〇号

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称 △ △ △ △ 会

2 異動事項

異動事項	異動内容		異動年月日
	新	旧	
公職の種類	参議院議員北海道選挙区 (候補者等)	北海道知事(現職)	△・△・△
資金管理団体の 名称			
主たる事務所の 所在地	札幌市〇〇区北〇条西〇丁目 〇番〇号〇〇ビル〇号室	札幌市××区××-×	△・△・△
その他 ()			

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 △ 年 △ 月 △ 日

氏 名 北海 太郎

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

資金管理団体指定取消届



取消の日から7日以内に届出

令和×年×月×日

総務大臣様
北海道選挙管理委員会

氏名 北海 太郎

住所 札幌市〇〇区北〇条西〇丁目
〇番〇号

令和〇年〇月〇日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

資金管理団体の名称	〇〇〇会
主たる事務所の所在地	札幌市〇〇区北〇条西〇丁目〇番〇号〇〇ビル〇号室

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和△年△月△日

氏 名 北海 太郎

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

資金管理団体でなくなった旨の届

当該事実が生じた日から7日以内に届出

令和 × 年 × 月 × 日

総務大臣
北海道選挙管理委員会 様

氏名 北海 太郎

住所 札幌市〇〇区北〇条西〇丁目
〇番〇号

下記の政治団体は、令和 〇 年 〇 月 〇 日に（ 解散したこと ）
により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定に
より届け出ます。

記

資金管理団体の名称	〇〇〇会
主たる事務所の所在地	札幌市〇〇区北〇条西〇丁目〇番〇号〇〇ビル〇号室

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 △ 年 △ 月 △ 日

氏名 北海 太郎

（備考）

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- （ ）には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあっては、（ ）には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。